

令和6年度  
事業計画書

自 令和6年 4月 1日  
至 令和7年 3月31日

社会福祉法人  
栗原市社会福祉協議会

# 「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

## 【令和6年度 基本方針】

栗原市社会福祉協議会の財務環境は、年々厳しさを増す状況から、抜本的な運営改革を進めるため、平成27年度に第1次「改革推進（改革・改善）プラン」を、令和2年3月には第2次「改革推進（改革プラン）」の本編、そして、同年10月には、その具体的な「職員配置計画」「財政計画」を策定し、改革推進を図ってきたところでありますが、廃止方針としていた花山デイサービスセンターにつきまして、地域特性から、栗原市の要請と全面的な支援を受け、運営を継続することとなりましたことから、令和4年1月に、「職員配置計画」「財政計画」を全面的に改訂いたしましたところであります。

しかしながら、利用者の減少に歯止めがかからず、栗原市補助金が大幅に増加する見込みとなりましたことから、社協といたしましても、いくらかでも補助金額を減少させるため、令和6年度から、週5日営業から週3日営業として運営することといたしました。

また、令和4年度から進めております訪問介護事業・居宅介護事業の縮小・廃止につきまして、居宅介護事業所は、令和6年2月に利用者が皆無となりましたことから、3月末をもって廃止いたしますし、訪問介護事業所につきましては、今年度が正念場となりますが、利用者の移管を計画的に進め、令和6年度中の廃止に向け、鋭意、取り組んでまいります。

令和6年度は、第2次改革推進（改革プラン）の最終年度となります。令和6年度の実施内容につきましては、各支部会議、役員懇談会で了承をいただきましたので、未実施項目はもちろんのこと、すべての取組項目につきまして、しっかりと取り組みを進めてまいります。

事業所等につきましては、経営指標を作成し、分析・検討を加えながら着実に経営成績が回復傾向となっておりますが、依然として、原油高騰による電気料金、燃料費等の大幅な引き上げ、加えて、印刷費や紙代など事務用品の高騰、さらには、国において、大幅な給与改定、最低賃金等の上げが実施され、事業所はもちろんのこと、法人運営全体に与える影響は極めて大きく、今後の社協運営は極めて憂慮すべき状況にあります。

このような状況下にあっても、安定した社協運営を継続して行くためには、これまで以上の経営改善が必要となりますことから、昨年11月から作業を進めております、令和7年度から令和11年度までの5年間の『第3次改革推進（改革プラン）』の策定にあたりましては、様々な機会に役員皆様と意見交換を実施し、しっかりとした実効性のある改革推進（改革プラン）として参りたいと考えております。

地域福祉活動に関しましては、新型コロナウイルス感染症が昨年5月に2類相当から5類へ変更となりましたことから、これまで閉塞されていた社会生活や地域活動などが、コロナ禍前のように非常に活発になって行くものと期待をしておりますので、感染対策に気を配りながら、しっかりと支援してまいります。なお、この活動につきましては、第4期地域福祉活動計画に基づき、着実に実施してまいります。

栗原市と共同で取り組んでおります生活支援体制整備事業につきましては7年目を迎えることとなります。本事業は、元気な方も、支援を必要としている方も地域に出て行くことで、多世代の方々とのふれあい、そして助け合い、支え合いを通して、自らの生きがいにもつなげて行く、このことは社協の基本理念の「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造に通じるものであり、また、地区社協活動の3本柱である「お茶っこ会、見守り、世代間交流」の活動にもつながっていくものとも考えております。

このことから、今年度は歩みを一歩進め、「地域が元気になるための話し合いの場」から出された様々な「こんなこと（もの）があったらいいね」を、支部や各地区社協活動につなげ、一層の地域づくり・コミュニティづくりを推進して行きたいと考えております。

## 【重点目標】

1. 改革推進業務への取組み（第2次改革推進（改革プラン）の取組項目の実施、第3次改革推進（改革プラン）の策定）
2. 地域福祉活動計画事業の展開
3. 財政運営の基盤確立
4. 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定化（経営指数の検証、利用者増強対策）
5. 受託事業・指定管理業務への取組み

## I. 法人運営部門

法人運営部門は、社会福祉協議会の組織全体の運営管理、財務を担当していますが、コロナ禍以降、これまでの社協経営システムが崩れ、原油高騰による電気料金、燃料費等の高騰に加え、印刷費やコピー用紙など事務用品も高騰、さらには、大幅な給与・賃金改正により、本会の経営をより圧迫しております。

これまで、本会が進めてきた改善による効果も、それを上回る想定外の負担が発生しており、これらの抜本的な対応が急務であり、新たな視点での見直しと、あらゆる項目における削減策を検討し、今後とも安定し、継続できる事業運営・組織運営を目指してまいります。

また、同時に、職員ひとりひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働ける環境を作るとともに、本会の現状について共通認識を持ち、それぞれの職員が意欲的に積極的に業務に取り組めるよう、働きやすい職場作りに意を用いてまいります。

### 1. 組織運営

- ・評議員会
- ・理事会
- ・監査会
- ・役員懇談会
- ・正副会長会議
- ・支部長会議
- ・評議員選任・解任委員会ほか委員会

### 2. 法令遵守の推進

- ・社会福祉法及び関連法令の遵守
- ・栗原市（所轄庁）への届出等法務に関する業務
- ・個人情報の保護等に関する事務

### 3. 人材育成及び人事管理

- ・キャリア形成支援、エキスパート（熟練者・専門知識者）の育成
- ・内部研修の充実、外部研修への積極的派遣
- ・組織体制（体系）の見直し検討

### 4. 財務管理及び基金運用

- ・事業収入の確保、事業経営の安定化
- ・経費節減・合理化等による財政の健全化

### 5. プロジェクト

- ・改革推進プロジェクト（第2次改革推進（改革プラン）取組項目の確実な実施、第3次改革推進（改革プラン）の策定）

- ・規程改編プロジェクト（定款、規程、要綱等の改正）

## 6. 災害支援本部の設置運営

- ・危機管理体制の整備

## 7. 施設・設備等の管理

- ・築館社会福祉センターの維持・管理
- ・その他施設・設備等の管理
- ・公用車等の整備・管理、適正台数の把握

# II. 地域福祉活動推進部門

令和6年1月1日に石川県能登半島地震が発生しました。近年、日本列島は、地震のみならず、台風や水害など、いつ、どこで、どのような災害が発生してもおかしくない時代に入ってきています。岩手・宮城内陸地震を機にスタートした福祉防災まっぷ作成事業は、まずは、「自らの地域を知る、人を知る」ということを大事に進めています。これまでに発災した岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、そして、本年1月1日の能登半島地震を踏まえ、未実施地区58行政区について、令和6年から8年にかけての3年間で、すべての地域でのまっぷ作成完了を目指します。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に第5類の扱いとなりました。様々な活動が「通常」となり、地域福祉活動が活発化しつつあります。また、これまで全地区での設置を目標に進めてまいりました「地区社協」も、昨年9月で全地区に設置となり、様々な活動を展開しておりますことから、今後とも、積極的に活動支援を行ってまいります。

平成30年度から栗原市と協働で実施している「生活支援体制整備事業第2層運営等業務」は、これまで「話し合いの場」として進めてまいりましたが、令和6年度は、「地域づくりの場」へと、次の段階に進めてまいります。これまでにたくさん収集してきた地域の良い取り組みを他地域へ広めるとともに、他地区での良いものについては、自分の地域で取り入れて実践するなど、具体的な地域づくりに繋げてまいります。

また、これらの様々な地域福祉活動については、令和5年度に導入した SNS（インスタグラム）でスピーディーに掲載し、若い世代の方をはじめ、多くの方々に周知してまいります。地域の元気な様子の掲載を重ねることで、多くの方に社協を身近に感じていただくと共に、若い世代の方にも地域福祉活動に興味関心を持っていただき、会員確保にもつなげてまいります。

栗原市社会福祉協議会として、今後の地域福祉活動の活発化に向け、多くの世代の方に地域福祉に関心を持っていただけるように、そして、多くの方に参加を促しながら、地域づくりの主人公になっていただけるよう進めてまいります。

## 1. 地域福祉推進事業

### (1) 会員加入推進

- ・推進委員研修会
- ・企業訪問（新規・継続加入）
- ・子供向け、若い世代向け実施事業の充実
- ・推進委員・奉仕委員合同会議

- (2) 支部活動の充実と支援
  - ・支部長会議
  - ・支部会議
  - ・支所業務の充実
- (3) 地区社会福祉協議会の充実と支援
  - ・地区社会福祉協議会会長会議（各支部）
  - ・出前講座事業
- (4) 防災、災害支援事業
  - ・福祉防災まっぷ作成事業の推進（3年間ですべての地区での新規作成）
  - ・災害ボランティアセンター設置運営訓練・研修会
  - ・防災・減災学習事業（東北福祉大学と共催）
  - ・災害見舞金の交付（地震、風水害、その他の異常な自然現象又は火災による災害の被災者に対して贈呈）
- (5) ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の推進
  - ・寝雪バスターズ事業（花山支部事業 ⇒ 地域福祉課支援）
  - ・くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト
  - ・技術養成ボランティアスクール
  - ・ボランティア保険加入受付事務
- (6) 市民の福祉を考えるつどい（5年毎 ⇒ 令和7年度開催）
- (7) 歳末たすけあい配分事業
  - ・しあわせな地域づくり事業（助成対象：ボランティア（団体・個人））
  - ・地域支援事業（支部）
    - ① 歳末見守りひと声運動の実施
    - ② 見守り安否確認事業
    - ③ 会食型 食事サービス事業
    - ④ 世代間交流事業

## 2. 企画調査、広報事業

- ・社協だより（年4回発行：5月、7月、10月、1月）
- ・支所だより（年4回発行：5月、8月、11月、2月）
- ・ボランティアセンターだより「ぼらぼら通信」（年4回発行）
- ・情報発信（ホームページ更新・インスタグラム更新）
- ・広報編集会議

## 3. 青少年、こども育成事業

- ・福祉教育推進事業（市内小・中学校・高等学校対象）
- ・キャップハンディ体験学習事業
- ・「福祉活動に関する標語・ポスター・書道」作品募集事業（市内小・中学校対象）
- ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）

## 4. 高齢者、障害者支援事業

- (1) 高齢者支援事業
  - ・高齢者食事サービス事業（配食型）（築館・高清水・一迫支部継続実施、未実施支部の実施希望確認、財源の検討）
  - ・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流 支部事業）

- (2) 障害者支援事業
  - ・朗読テープ貸出事業（市広報・市議会だより・市社協だより）

## 5. 相談・生活支援事業

- (1) 総合相談事業
  - ・総合相談事務・事業（生活相談・電話相談・合同相談・巡回相談）
  - ・相談員全体研修会
- (2) 貸与事業
  - ・福祉用具貸与事業（車イス）
- (3) 権利擁護事業
  - ・栗原地域福祉サポートセンター(まもりーぶ栗原)の運営

## 6. 貸付事業

- (1) 生活安定資金貸付事業
- (2) 応急援護資金貸付事業
- (3) 生活福祉資金貸付事務（県社協委託事業）

## 7. 福祉団体等関連

- (1) 宮城県共同募金会栗原市共同募金委員会 ⇒ 社協との連携
  - ・運営委員会、審査委員会の運営
  - ・街頭募金、イベント募金活動の展開、関連会則等の改正
- (2) 栗原市ボランティア連絡協議会運営事務
- (3) 栗原市福祉団体事務委託
  - ・市老人クラブ連合会
  - ・市遺族会
  - ・市身体障害者福祉協会

## 8. 第2次改革推進（改革プラン）

- (1) 支所充実型体制の確立
- (2) 社協会費納入世帯の分析及び未加入世帯の加入推進
- (3) 支部会議における意見の集約を行い、第3次改革推進（改革プラン）へつなげる
- (4) 社協事業のあり方・類似事業を抽出し、具体的な見直しの方向性を出して行く
- (5) 支部会議の集約した意見をもとに、社協事業の財源区分や活動団体の交付割合基準（案）の作成
- (6) 配食サービスの進め方を統一し、令和7年度の実施に向けて進める

## III. 事業運営部門

栗原市社会福祉協議会が運営する、介護保険事業・障害福祉サービス事業は、本会の運営を支える重要な事業であります。これまで、安定運営のための取組みを重ねてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響のみに留まらず、電気料金や光熱水費の高騰をはじめ、さまざまな物価が高騰する中で、栗原市社会福祉協議会としての努力だけではカバーしきれない状況にあります。また、在宅介護から、一気に宿泊を伴う施設介護へのニーズの変化もあり、事業所運営のあり方についても検討すべき時期にも来ております。

デイサービスセンターの運営について、特に、栗原市の要請により運営を継続し

ている花山デイサービスセンターについては、利用者の減少が続いていることなどから、これまで月曜日から金曜日までの週5日営業を実施してまいりましたが、令和6年度につきましては、週3日に営業日数を圧縮して運営して行くことといたしました。

さらに、訪問介護事業・居宅介護事業については、令和6年度末での縮小廃止に向けて取り組んでおりますが、居宅介護事業については、利用者がいなくなったことから、令和6年2月末に廃止の届出をいたしております。

訪問介護事業につきましては、令和6年度内での廃止に向け、利用者・ご家族・関係機関等のご協力をいただきながら、順次、利用者の移管を進めております。

利用者の増強対策として、生活介護事業所はげましホームの見学会を皮切りに、4つのデイサービスセンターにおいても、施設の見学会や体験会、地域との共同事業などを開催するとともに、その様子をSNS（インスタグラム）に掲載し、まずは、栗原市社会福祉協議会が運営する「介護保険事業」「障害福祉サービス事業」について多くの皆様に知っていただき、理解していただきながら、利用者・入所者の確保につなげてまいります。

なお、訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに相談支援事業所につきましては、これまで旧はげましホーム建物で運営しておりましたが、事業所運営一元化を図るため、地域福祉課事業運営係を含め、築館高齢者福祉センターへ移転する方針としております。

## 1. 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）（午前7時から午後8時）
- (2) 通所介護事業
  - ・高清水デイサービスセンター（月～土曜日・定員25人）【通常規模型】
  - ・一迫デイサービスセンター（月～土曜日・定員15人）【地域密着型】
  - ・金成デイサービスセンター（月～土曜日・定員18人）【地域密着型】
  - ・花山デイサービスセンター（月・水・金曜日・定員15人）【地域密着型】
- (3) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（月～金曜日）
  - ・要介護・要支援認定調査（保険者委託事業）
- (4) 施設見学会・体験会、住民参加型事業等の開催
- (5) 年次指標の作成、検証、対応策の実行

## 2. 障害福祉サービス事業

- (1) 生活介護事業所 はげましホーム（月～金曜日・定員30人）
- (2) 共同生活援助事業所 ふきのとう（24時間体制・定員7人）
- (3) 相談支援事業（月～金曜日）
  - ・障害者相談支援事業所
  - ・障害児相談支援事業所
- (4) 施設見学会・体験会、住民参加型事業等の開催
- (5) 利用者・入所者保護者会（仮称）の設置及び開催
- (6) 年次指標の作成、検証、対応策の実行

## 3. 介護者支援・地域支援事業

- ・在宅介護功労者表彰

#### 4. 運営管理体制整備

- ・管理者会議
- ・サービス向上検討会議
- ・研修（専門職別研修・所内研修・外部研修）

### IV. 栗原市委託事業、指定管理事業

栗原市から受託する各業務・事業において、その目的・業務内容等契約に基づき、市及び関係機関と連携を密にし、適切な事業運営を図ってまいります。

#### 1. 高齢者生きがい活動支援通所業務（10地区11会場）

- ・社会的孤立感の解消と自立生活の助長を目的に事業実施

#### 2. 放課後児童クラブ運営業務（10地区12クラブ）

- ・児童の健全育成と保護者の就労支援を目的に事業実施

#### 3. 生活支援体制整備事業第2層運営等業務（10協議体）

- ・生活支援サービス（生活支援、介護予防）の充実を図っていくことを目的に事業実施

#### 4. 築館・志波姫地域包括支援センター

- ・地域住民を包括的に支援することを目的に事業実施

#### 5. 指定管理業務（7施設）

築館高齢者福祉センター、鶯沢老人福祉センター、栗駒高齢者コミュニティセンター、栗駒老人憩いの家、志波姫老人憩いの家、一迫高齢者生活福祉センター、花山高齢者生活福祉センター（通所部門）